平成２６年（フ）第２２６号
福岡市東区香椎４丁目５番21号
債務者　伊藤　隆介
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３１号
福岡市東区青葉２丁目14番８―105号
債務者　大津山晃一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４０号
福岡市東区土井２丁目37番11号
債務者　田坂かなえ
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４１号
福岡県宗像市葉山１丁目10番地２
債務者　山本　妙子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４２号
福岡県宗像市石丸１丁目５番１号
債務者　星野　順二
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６６号
福岡県太宰府市国分１丁目13番15―303号
債務者　山田　敏子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７６号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘２丁目４番15号
債務者　初村　直美
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８０号
福岡市西区姪浜駅南３丁目１番17―203号
債務者　山浦つぎえ
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８９号
福岡市東区香住ヶ丘４丁目40番１―201号
債務者　平山　優佳
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６号
福岡県八女市馬場912―１前畑団地79棟323号
債務者　つむぎことそろりこと　田村　美秋
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第１８号
北海道小樽市望洋台２丁目３番37号
債務者　吉田なおみ
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１４０７号
京都市左京区一乗寺赤ノ宮町15番地４　高野マンション201号
債務者　朝倉　圭一
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
京都市伏見区深草中ノ島町４番地20　中ノ島ビル３－Ａ号室
債務者　南山美保子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
京都市北区大宮薬師山東町９番地
債務者　駒井　淳子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
京都市中京区西ノ京南上合町33番地１　クリスタルグランツ西大路御池401
債務者　不破　幹人
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
京都市下京区観喜寺町２番地　エーム梅小路503号
債務者　森田　禎昭
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
京都市下京区東中筋通五条上る天使突抜２丁目394番地１　メゾン・ド・ソフィア401号、前住所京都市下京区西七条御前田町51番地の７
債務者　粟津　勝明
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係